

環 境

1	環境保全活動の推進	209
2	緑化推進・生物多様性の保全	214
3	水環境の保全	215
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	220
5	災害廃棄物関係震災記録誌	225
6	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	226
7	環境総合センター	228

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（1）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、平成27年度に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。

基本理念

- ① 豊かな自然と文化の保全と活用
- ② 環境の変化への対応と適応
- ③ 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④ 環境と経済・社会の調和
- ⑤ 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ② くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

Ⅱ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民に身近な温暖化対策やゴミ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成23年度からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。

平成27年度からは、「第4次熊本市役所グリーン計画」の計画期間が開始し、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

平成29年度の公共事業環境配慮評価会議で評価した第1種事業（一定規模以上の事業）は3件だった。

④ 地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成27年3月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

このような中、環境省が推進する国民運動「COOL CHOICE（＝地球温暖化対策に資する賢い選択）」に賛同し、低炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換などについて普及啓発を行っている。

⑤ 創エネ・省エネの推進

再生可能エネルギーの導入促進に向け、本市公共施設72施設への太陽光発電システムの設置に取り組んできた。

平成30年度は、東西の環境工場のごみ焼却により発電した電力を、一部の市の施設に供給する「電力の地産地消」を実施することで、温室効果ガスの排出量と電力調達経費の削減を実現し、この地産地消により削減した経費を省エネ機器等の導入に対する補助金として活用する事業を開始した。事業内容としては、エコカー（EV・PHV）や太陽光発電設備・蓄電池・エネファーム、また、高断熱化、高効率設備と太陽光発電などにより、快適な生活環境と年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下であることを同時に実現するZEH（ゼッチ）を導入する世帯に対し補助金を交付することで、省エネルギー機器等の普及を図った。

また、同年10月に「COOL CHOICE CITY くまもとフェア2018」、12月には「省エネ住宅・省エネルギーフェア」を開催し、最新の省エネ機器やエコカーの展示、省エネ住宅の情報発信等を行うことで、市民に対する幅広い普及啓発に取り組んだ。

⑥ パートナースhipによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線上の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の環境分野での交流を実施、検証している。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人（任期3年）

開催回数 全体会2回、自然環境部会2回（平成29年度）

力 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期3年）

開催回数 3回（平成30年度）

キ 公害苦情処理件数

平成30年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数236件と過去4年間の平均値276件と比較すると若干減少している。種類別の割合を見ると、騒音が38%と最も多く、次いで水質汚濁が20%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成26年度～平成30年度）（単位：件）

種 別 \ 年 度	26	27	28	29	30
大 気 汚 染	22	35	89	66	37
水 質 汚 濁	58	45	59	54	47
土 壌 汚 染	1	2	0	0	0
騒 音	96	119	94	92	90
振 動	11	7	33	28	16
悪 臭	27	55	28	38	40
そ の 他	10	17	14	6	6
計	225	280	317	284	236

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成30年度の事前指導件数 680件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況が全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっており、現在も依然として高い濃度が続いている。このような中、適正配置により8ヵ所とした大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局）により、効率的に大気汚染状況を把握し、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去3年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成30年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成30年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起について、平成30年度の発令はなかった。

環境基準達成状況

(平成28年度～平成30年度)

測定項目		二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質		
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		
環境基準による大気汚染の評価		長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価		
		1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。		
年 度		28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	○
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	×
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	×	○	○

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約752件あり、ばい煙発生施設の66%以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成31年3月31日現在）。このうち、平成30年度は延べ15件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である約160区間を5ヵ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成30年度は市街地の3地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内1地点（自動車排ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。平成30年度の結果は、3地点とも環境基準等を達成していた。

2 緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

（１） 概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和４７年１０月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年３月２８日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成１７年３月策定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成２６年１０月７日制定）」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成２８年３月に「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとＣプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

（２） 事業実施状況

（平成 30 年度実績）

事業概要		備 考
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策	環境保護地区数 開発行為協議数 14 箇所 93 件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理	保存樹木指定本数 588 本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数 3,653 人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）	
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとＣプラン～」の推進	
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理	既緑化区間 管理寄付金額 約 935 m 2,991,210 円
公共地緑化	学校や市施設の樹木植栽、自治会等への花苗配布	市施設緑化工事箇所 花苗配布（自治会等） 2 箇所 1,719 団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布	つながりの森づくり補助 記念樹配布本数 32 件 624 本
緑化啓発	市民による地域の緑化活動の促進	緑化市民運動 7 箇所

3 水環境の保全（水保全課）

（1）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、平成26年3月には「第2次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、平成27年3月には「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（2）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌等を通じて、広く節水を呼びかけている。今年度より市民1人1日あたりの生活用水使用量210リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用 途 \ 年 度		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
上水道用	井戸本数(本)	123	123	114	113	111
	一日平均採取量(m ³)	222,159	218,810	211,830	220,425	213,615
	年間採取量(m ³)	81,088,065	79,865,650	77,529,444	80,455,259	77,969,599
水産・農業・畜産用・	井戸本数(本)	1,303	1,231	1,138	1,066	1,040
	一日平均採取量(m ³)	39,421	38,515	34,447	34,234	31,254
	年間採取量(m ³)	14,388,664	14,057,865	12,607,379	12,495,376	11,407,574
・工業・家庭用等建築物	井戸本数(本)	1,188	1,118	1,039	972	961
	一日平均採取量(m ³)	45,834	47,246	46,691	44,225	43,426
	年間採取量(m ³)	16,729,339	17,244,744	17,088,862	16,142,239	15,850,465
合 計	井戸本数(本)	2,614	2,472	2,291	2,151	2,112
	一日平均採取量(m ³)	307,414	304,571	292,966	298,885	288,295
	年間採取量(m ³)	112,206,068	111,168,259	107,225,685	109,092,874	105,227,638

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能(水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和)を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した(平成25年11月改定)。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成30年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約860haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積(平成31年3月31日現在)

所在地別

所 在 地	面 積 (ha)	所有形態別内訳(ha)		流域別内訳(ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	262.54	253.38	9.16	123.76	138.78	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合 計	859.79	765.04	94.75	293.72	240.40	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		88.98	11.02	34.16	27.96	37.88

樹種別

分 類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	350.92	40.81
落 葉 広 葉 樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	438.20	50.97
常 緑 広 葉 樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.36
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	59.02	6.86

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成30年度は、約405ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1,215万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。平成28年熊本地震で被災した農地や水路等の復旧が進み、平成28年熊本地震前の9割まで回復した。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成30年度は計216本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成30年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
9本	23本	21本	23本	2本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川：34地点、海域：6地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められているが、生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、それぞれ環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。(熊本市調査分)

(平成 30 年度)

河 川 名	測定地点名	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白 川	吉 原 橋	0.9	9.3	13
堀 川	坪井川合流前	2.1	9.2	23
坪 井 川	堀 川 合 流 前	1.1	9.3	4
	上 代 橋	4.4	7.1	11
	千 金 甲 橋	3.4	7.1	20
井 芹 川	山 王 橋	1.4	9.2	4
	尾 崎 橋	1.3	9.2	6
天 明 新 川	六 双 橋	1.9	7.5	16

(注) 単位は mg / L、BOD は 75%値、その他は平均値

③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成 30 年度は、公共用水域の水質（3 検体）・底質（3 検体）、地下水の水質（2 検体）及び土壌（2 検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区 12 地区のうち 8 地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成 27 年 3 月に策定した「第 3 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取り組みを推進している。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターを整備し、平成 31 年 4 月に供用開始した。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置実施の確認を行っている。

(平成 30 年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	H30 立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1,074	91	58
熊本県地下水保全条例	91	8	8
熊本県生活環境の保全等に関する条例	69	18	9

（４）広域的な保全対策

地下水は熊本地域（※）で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存３組織を統合し、平成２４年４月に（公財）くまもと地下水財団を設立した。

今後も、（公財）くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域１１市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の１１市町村

（５）水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に５箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にＰＲしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えとともに、その魅力を内外に発信しており、現在９２件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成２０年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化（平成13年）、資源物の持ち去り禁止条例の制定（平成19年）、そして家庭ごみ有料化（平成21年）やプラスチック製容器包装の分別収集（平成22年）に取り組んできた。

また、平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」を目指すこととし、平成26年10月から、家庭から排出された蛍光灯、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成27年度には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（平成23～32年度）」の中間見直しを実施し、「市民1人1日当たりのごみ排出量」など5つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。

なお、ごみ排出量やリサイクル率、ごみ処理経費の収支等については、本市ホームページに掲載している「熊本市ごみレポート」や「廃棄物処理事業概要」にて公表している。

(2) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

（平成31年4月1日現在）

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ相当）	35円	35円
中袋（30ℓ相当）	23円	23円
小袋（15ℓ相当）	12円	12円
特小袋（5ℓ相当）	4円	－

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(3) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

（平成31年4月1日現在）

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限り。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

(4) 保有車両（廃棄物計画課）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート 1	8	5	1
西部クリーンセンター	19	2 t パワーゲート 1 プレス車 1	6	5	1
東部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート 1	6	6	1

(5) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目 的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月 2 回 「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週 1 回

住民搬出方法 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前 8 時 30 分までにごみステーションへ搬出

収 集 品 目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

(6) リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民の日常生活におけるリサイクル活動を推進するために、助成制度などにより地域の美化やごみの減量、リサイクル活動を支援している。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、紙パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、金属類（アルミ類、スチール類）、布類（古着）

集団回収実績

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
登 録 団 体	824	833	829	836	831
実 施 団 体	737	734	708	722	729
総 回 収 量 (t)	7,069	6,930	6,537	6,104	5,730
助 成 総 額 (千 円)	47,732	47,119	44,431	42,295	40,187

注) 1. 回収量助成単価は、平成 21 年（2009 年）上半期までは古紙類 1kg 当たり 6 円・古紙類以外 1kg 当たり 4 円、平成 21 年下半期からは助成対象品目全て 1kg 当たり 6 円

2. 実施回数助成は、平成 21 年下半期から適用し、（実施回数 - 2 回）× 2,000 円を交付（上限 24,000 円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

〔生ごみ堆肥化容器〕

・購入代金の 2 分の 1（1 基当たり 5 千円を上限、1 世帯 2 基まで） ※平成 27 年度（2015 年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
助 成 基 数	74	86	62	71	38
助 成 総 額 (千 円)	284	229	146	181	89

[電気式生ごみ処理機]

・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度（2015年度）から

助成実績

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
助 成 台 数	314	126	105	95	116
助 成 総 額（千 円）	14,080	3,819	2,957	2,586	3,042

(7) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成28年3月に竣工した西部環境工場（280t/日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600t/日）の両工場（合計処理能力880t/日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計16,480kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は新電力会社に売却している。その電気は、新電力会社を通して区役所等の施設で利用し、市関連施設全体の約4割を賄っています。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア 余熱利用

① 東部環境工場（所在地：東区戸島町2570番地）

目 的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
(健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 東区戸島町2573番地

開設年月日 平成2年10月16日

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人

使 用 料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

名 称 東部交流センター

所 在 地 東区戸島町2588番地1

開設年月日 平成19年10月10日

定 員 体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡）
多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）

使 用 料 体育館（全面使用）：午前3,000円 午後・夜間各4,000円
体育館（バドミントン）：一般460円/面・時間 高校生以下230円/面・時間
体育館（卓球）：一般220円/面・時間 高校生以下110円/面・時間
多目的室（全面使用）：午前2,800円 午後・夜間各3,700円
多目的室（半面使用）：午前1,400円 午後・夜間各1,850円
調理室：午前1,200円 午後・夜間各1,600円
和室：午前500円 午後・夜間各700円
ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場（所在地：西城区山薬師2丁目12番1号）

目 的	ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。 西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。
発 電 設 備	復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力5,980kw (ハウス園芸施設への温水供給)
利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合
加 温 方 式	温水フィンチューブ方式（60℃）
栽 培 品 目	トマト、花き類
温 室 内 容	ガラス温室 (温浴施設)
名 称	西部交流センター
所 在 地	熊本市西区小島2丁目7-50
開設年月日	平成30年4月1日
定 員	浴室 男子・女子用各50人、研修室40人、大広間50人 多目的室 バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート1面：330㎡、卓球台：2面
使 用 料	(浴室) 高校生以上 400円、小中学生 150円、小学生未満から満3歳以上 80円 満3歳未満は、無料 ただし、地元自治会に所属している者は無料 多目的室 (全面) : 午前3,000円 午後・夜間各4,000円 多目的室 (バドミントン) : 一般460円/面・時間 高校生以下230円/面・時間 多目的室 (卓球) : 一般220円/面・時間 高校生以下110円/面・時間 ただし、地元団体の公的行事については無料

(8) 最終処分場

名 称 扇田環境センター（所在地：北区貢町1567番地）

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成21年10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000㎡を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000㎡分を確保し、平成25年3月に完成した。

ア ふれあい広場

名 称 戸島ふれあい広場

戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成25年4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。

所 在 地 熊本市東区戸島町1489番地

開設年月日 平成25年4月1日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年9月1日）

共 用 時 間 午前9時～午後5時

（※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）

使 用 料 パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）

自由広場：1時間につき 500円

施 設 概 要 パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等
駐車場 収容可能台数168台（無料）

名 称 扇田ふれあい広場

所 在 地 熊本市北区釜尾町811番地

開設年月日 平成25年9月1日

共 用 時 間 午前9時～午後5時

（※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）

使 用 料 パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）

施 設 概 要 パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

（9）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年（2007年）7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 災害廃棄物関係震災記録誌（廃棄物計画課）

（１）災害廃棄物処理事業の概要について

平成２８年熊本地震においては、二度にわたり発生した最大震度７を超える前震、本震に加え、その後の度重なる余震により、本市においても膨大な量の片付けごみ及び被災家屋等の解体廃棄物が発生したが、平成３０年（２０１８年）１１月下旬にその処理を完了した。

被災家屋等の解体・撤去については、１３,２４１件の申請を受け付け、一般住家や事業所等については、当初の計画通り平成３０年（２０１８年）３月末をもって解体・撤去を完了した。一部の被災マンションやアスベスト含有建物などの物件においては、解体工法や工事許可の制限を受けたため、工期を延長し、平成３０年度（２０１８年度）に繰越して解体・撤去していたが、それらの物件についても、平成３０年（２０１８年）１０月下旬に全て完了した。

種類別災害廃棄物の処理実績

種 類	処理量（実績）	備 考
コンクリート類	681,528 トン	セメント瓦含む
木くず	174,517 トン	家具類含む
焼き瓦、ガラス、陶磁器等	204,740 トン	
金属くず	12,468 トン	鉄骨、アルミサッシ等
混合ガレキ	431,384 トン	土砂混じりの解体残さ、不燃物、可燃物、石膏ボード、畳等
その他	3,499 トン	家電４品目、処理困難物等
合 計	1,508,135 トン	四捨五入の関係で合計が合わない

（２）災害廃棄物関係震災記録誌について

平成２８年熊本地震に伴う災害廃棄物処理の経験等を、本市において永く引き継ぎ、今後起こり得る災害への備えとするため、令和元年度（２０１９年度）に災害廃棄物関係震災記録誌を作成する。

また、今後全国各地で起こり得る自然災害の際には、当該記録誌を被災自治体への提供資料としても活用するなど、未曾有の災害を経験した本市として、全国の災害廃棄物処理事業に広く貢献することを目的として作成するものである。

6 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者９業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、合併処理浄化槽の新設・取替を余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成２９年度より開始した。

（２）処理対象人口と収集量

※処理対象人口については３月３１日現在での推計

区 分 \ 年 度			26	27	28	29	30
処 理 対 象 人 口			733,516	733,638	731,754	732,217	731,933
内 訳	水洗化	公共下水道（人）	625,654	631,272	633,235	637,190	638,902
		浄 化 槽（人）	88,034	83,417	80,606	77,801	76,189
	く み 取 り（人）		19,768	18,889	17,853	17,166	16,782
	自 家 処 理（人）		60	60	60	60	60
収 集 量	く み 取 り し 尿 収 集 量 (kl)		15,101.1	14,469.4	13,872.8	13,200.3	12,687.1
	浄 化 槽 汚 泥 収 集 量 (kl)		58,193.4	56,693.1	56,831.5	54,175.2	49,992.3
	収 集 量 合 計 (kl)		73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4

外国人を含む人口

（３）処理量（処理施設別）

（単位：kl）

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
東 部 浄 化 セ ン タ ー	19,681.1	18,301.9	18,832.3	18,740.1	16,997.3
中 部 浄 化 セ ン タ ー	34,919.1	33,951.7	33,453.1	30,440.2	28,512.1
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	18,694.3	18,908.9	18,418.9	18,195.2	17,170.0
計	73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5	62,679.4

※東部浄化センターの欄は平成２７年度まで秋津浄化センターの処理量と読み替える。

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧市域 ６業者 ・富合地区 ２業者（うち１業者は城南地区業者）
- ・城南地区 １業者 ・植木地区 １業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

区 分 \ 適 用	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
東 部 浄 化 セ ン タ ー ※	旧市域 富合地区 城南地区	90 kl / 日	暫定施設を設け、東部浄化センターで受入中
中 部 浄 化 セ ン タ ー		210kl / 日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	植木地区	92 kl / 日	脱窒素活性汚泥法

※熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。

なお、恒久施設を建設する予定である。

(6) 浄化槽の設置状況 (平成 30 年度)

(単位: 基)

人 槽		5 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 200	201 以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,310	150	133	13	3	1	2,610
	全 ば っ 気 型	935	58	96	33	3	0	1,125
	分 離 ば っ 気 型	1,676	36	159	12	0	3	1,886
	接 触 ば っ 気 型	4,199	394	450	20	6	2	5,071
	計	9,120	638	838	78	12	6	10,692
合 併 処 理 槽		12,053	248	397	145	120	80	13,043
合 計		21,173	886	1,235	223	132	86	23,735

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
補 助 対 象 基 数 (基)	235	227	201	305	296
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	1,446	1,284	1,120	1,676	1,615
補 助 金 の 額 (千 円)	115,374	100,930	74,293	105,191	100,793

(8) 被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

区 分 \ 年 度	29	30
補 助 対 象 基 数 (基)	106	122
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	611	687
補 助 金 の 額 (千 円)	32,428	37,316

7 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生科学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所在地 東区画図町大字所島404番地1

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

平成30年度 検査実績 検体数 2,855 検体 検査項目数 37,633 項目
環境学習実績 開催回数 123 回 参加人数 3,589 人

環境関係業務

年 度 調査区分			26		27		28		29		30		備 考		
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数			
行	大 気	有害大気汚染物質	316	12,205	242	8,428	122	4,245	82	2,764	86	2,834	PM2.5 有害金属等		
		大 気 汚 染 物 質	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	窒素酸化物等		
		そ の 他	90	584	109	629	88	608	90	636	93	678	酸性雨、アスベスト		
		小 計	606	12,989	351	9,057	210	4,853	172	3,400	179	3,512			
政 試 験	水 質	河川・ 海域	一般項目	295	1,922	299	1,875	304	1,939	304	1,944	305	1,959	pH、BOD、SS等	
			健康項目	21	677	21	698	23	677	21	748	21	735	鉛、シアン、揮発性有機化合物	
			環境ホルモ	8	48	0	0	0	0	0	0	0	0	ビスフェノールA、可塑剤等	
	汚 濁	工場・事業所排水	84	627	75	573	73	568	83	640	72	558	BOD、水銀、鉛等		
		そ の 他	351	5,208	103	3,620	34	2,933	72	2,698	118	2,771	自主的調査等		
		小 計	759	8,482	498	6,766	434	6,117	480	6,030	516	6,023			
	悪 臭 物 質	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物、トリメチルアミン等		
		廃 棄 物 関 係	36	768	34	732	37	786	45	894	35	750	廃棄物埋立地関係		
		精 度 管 理	4	64	3	68	3	66	4	74	3	66	環境省の精度管理、酸性雨等		
		そ の 他	54	66	73	373	44	48	7	7	4	4	放射能空間線量、火災原因調査		
合 計			1,459	22,369	959	16,966	728	11,870	708	10,405	737	10,355			

地下水関係業務

年 度 調査区分		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定 点 監 視 調 査	496	10,864	554	11,836	522	11,348	441	9,929	434	9,786
	汚 染 防 止 関 係 調 査	16	164	10	172	4	4	0	0	0	0
	浄 化 促 進 事 業	36	756	18	378	18	378	19	399	16	336
	地下水質モニタリング	278	6,945	212	2,681	195	2,472	188	2,383	184	2,330
	そ の 他	36	788	36	476	21	237	21	237	24	224
合 計		862	19,517	830	15,543	760	14,439	669	12,948	658	12,676

衛生科学関係業務

年 度 調査区分		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品 理 化 学 検 査	338	11,380	328	12,265	185	9,565	155	5,635	172	8,921
	浴場・プール等の水質検査	288	1,476	291	1,451	1,369	10,755	131	457	119	389
	洗 剤 等 家 庭 用 品 試 験	45	45	45	45	20	20	20	20	20	20
	器具・容器包装等の試験	3	6	3	6	3	6	3	6	0	0
	そ の 他	0	0	4	10	4	8	3	8	3	7
合 計		674	12,907	671	13,777	1,581	20,354	312	6,126	314	9,337

微生物関係業務

年 度 調査区分		26		27		28		29		30	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品	241	822	259	755	182	507	223	676	227	671
	環境（浴場・プール水等）	334	453	300	408	1,552	2,926	212	272	214	264
	食中毒（便・吐物等）	406	6,517	302	5,000	357	5,210	282	4,178	256	2,540
	感染症（O157等、発生動向調査）	323	1,293	277	1,211	282	1,180	317	1,251	449	1,790
合 計		1,304	9,085	1,138	7,374	2,343	9,823	1,034	6,377	1,146	5,265

環境

環境学習業務

（平成30年度）

事 業 名		内 容	回数	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	小学4年生～6年生を対象に夏休み期間中に開催 月曜日から金曜日までそれぞれのテーマで実施	20	137
	ミニ科学体感フェア	県市科学展の展示期間にあわせて、リサイクル工作・科学おもちゃ作り等の体験コーナーを開催	5	866
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習、支援事業来所相談時の体験	42	196
	水生生物ウォッチング	『いきものフェアくまもと2018』への参加事業として、動植物園（江津湖水系）で開催	2	48
	種の保存と生物多様性講座	外来生物について危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発	6	325
	親子環境探検隊	第1回：水生生物ウォッチング（上江津湖）（悪天候のため中止） 第2回：野鳥観察（立田山） 第3回：里山の自然観察（金峰山） 第4回：水鳥探検隊（江津湖）	3	50
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	45	1,967
合 計			123	3,589